

# 事業承継にオススメ！

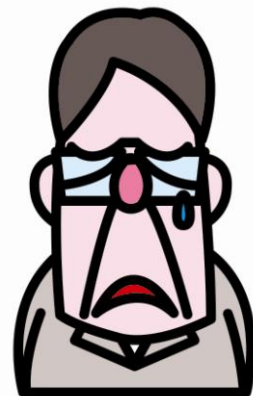


相続税・贈与税の  
納税が猶予されます！

こんな悩みを抱えてませんか？

自社株式が高額になり  
そうだ。

税金の支払いで、後継者へ  
の事業承継が心配だ。



手続はお早めに！

相続や贈与の前に必要な手続きをお忘れなく！

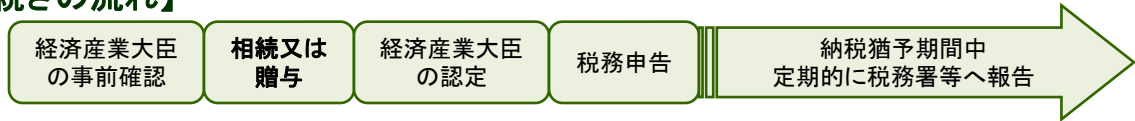
まずは、身近な税の専門家や経済産業局に相談下さい！

# 制度の概略

## 【制度の内容】

後継者が、経済産業大臣の認定を受けた会社の株式を先代経営者から相続又は贈与により取得した場合において、株式に係る相続税又は贈与税の納税が猶予される制度です。

## 【手続きの流れ】



## 【利用できる後継者の方】

先代経営者の親族で、会社の代表者となる方です。(注)  
相続又は贈与の結果、同族関係者と併せて議決権の過半数を有し、同族関係者の中で筆頭株主となる方です。

なお、先代経営者も同様の議決権要件を満たしていた方であることが必要です。

(注) 贈与の場合にあっては贈与の3年以上前から、相続の場合にあっては相続の直前から会社の役員に就任している必要があります。

## 【対象となる会社】

中小企業基本法に規定する中小企業に該当する非上場会社です。

## 【納税猶予される相続税又は贈与税の額】

相続により取得した対象株式(注)の課税価額の80%に対応する相続税額。

贈与により取得した対象株式(注)の課税価額の全額に対応する贈与税額。

(注)後継者が既に保有していた議決権を含めて発行済議決権総数の2/3を上限とします。

## 【納税猶予期間中の要件】

猶予されている期間中は、雇用8割維持(5年間)や株式継続保有などの要件があります。

## 【猶予税額が免除される主な場合】

後継者がその死亡の時まで対象株式を継続保有していた場合等は、納税猶予されていた相続税又は贈与税は免除されます。

**(※) その他、制度ご利用にあたっての様々な要件があります。**

**詳細につきましては、身近な税の専門家や最寄りの経済産業局にお問い合わせ下さい。**

さらに詳しいパンフレットをご用意しています。



### 「中小企業事業承継ハンドブック」

中小企業庁のホームページからご請求下さい。<http://www.chusho.meti.go.jp/pamfilet>  
ダウンロードも可能です。<http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei>

## ● 経済産業局お問い合わせ先 ●

北海道経済産業局 産業部中小企業課

011-709-1783(直通)

東北経済産業局 産業部中小企業課

022-222-2425(直通)

関東経済産業局 産業部中小企業課

048-600-0321(直通)

中部経済産業局 産業部中小企業課

052-951-2748(直通)

近畿経済産業局 産業部中小企業課

06-6966-6023(直通)

中国経済産業局 産業部中小企業課

082-224-5661(直通)

四国経済産業局 産業部中小企業課

087-811-8529(直通)

九州経済産業局 産業部中小企業課

092-482-5447(直通)

沖縄総合事務局 経済産業部中小企業課

098-866-1755(直通)